

看護師・准看護師・看護補助者の役割や業務の範囲

【看護師】

- ▽実施可能な業務：傷病者もしくは褥婦に対する療養上の世話または診療の補助を行う（保健師助産師看護師法）
- ▽役割：多様な傷病者等の情報を収集し、総合的に状態的をアセスメントし、看護課題の優先順位の判断、意思決定の支援、看護計画の立案と提供、他職種との連携・協働一を行う
- ▽責任：傷病者等の療養上の世話・診療の補助を実施するとともに、准看護師、看護補助者への指示等を行う

【准看護師】

- ▽実施可能な業務：医師、歯科医師または看護師の指示を受けて、傷病者もしくは褥婦に対する療養上の世話または診療の補助を行う（保健師助産師看護師法）
- ▽役割：看護師等の指示のもと、対象者の状態や変化を観察し、記録・報告する、他職種と協調しつつ、安全に看護を提供する
- ▽責任：看護師等から指示を受け、療養上の世話・診療の補助を安全に実施する責任を負う

【看護補助者】

- ▽実施可能な業務：看護師長および看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師、以下同）の指導の下に、原則として、療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）、病室内の環境整備やベッドメイキング、病棟内における看護用品・消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理・作成の代行、診療録の準備一などの業務を行う（診療報酬に関する厚生労働省告示・通知）
- ▽役割：看護チームの一員として看護師の指示のもと、看護師長・看護職の指導のもとに「看護の専門的判断を要しない看護補助業務」を行う
- ▽責任：看護師の指示を受け、安全に看護補助業務を実施する責任を負う

看護師・准看護師・看護補助者の協働について

- ▽看護計画の立案・評価は看護師が担う
- ▽「療養上の世話」に関する准看護師への指示は、看護計画に基づいて看護師が行うことが望ましい
- ▽看護計画ない、予測されなかった変化への対応を准看護師が行う場合には、改めて看護師が適切な指示を行う（このため、患者等の状態が変化する可能性の高い医療機関等では、常時、看護師が勤務していることが求められ、そうでない医療機関や介護施設、訪問看護ステーションでも、直ちに看護師に連絡を取り、指示を受けられる体制が求められる）
- ▽訪問看護におけるオンコールにおいて、看護計画の変更が必要な場合には、看護師が対応する
- ▽新人看護師の指導、評価を行う実地指導者は看護師であることが期待される
- ▽「食事」「清潔」「排泄」「入浴」「移動」などの直接ケアが「療養上の世話」であるか否かの判断は看護師が行い（「療養上の世話」でないと判断された行為は看護補助者が実施可能）、看護師はその判断・指示内容に責任を負う
- ▽看護師・准看護師は、看護補助者に業務の適切な指導を行う